

豊川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年1月26日
豊川市農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律88号）第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通して「農地等の利用の最適化」が一体的に進むよう、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を下記のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証・見直しを行う。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農用地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (平成28年3月)	3,257ha	63.5ha	1.95%
目 標 (平成36年3月)	3,257ha	32.6ha	1.00%

※遊休農地面積は、農地利用最適化交付金事業実施要綱等における農地利用の最適化に向けた活動の実施による成果「遊休農地の発生防止・解消」の目標達成に向け、6年後（平成36年3月末）には、遊休農地率1.00%を目標とする。

(2) 遊休農地解消に向けた具体的な取り組み

農業委員及び推進委員は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

また、利用状況調査終了後に、所有者へ利用意向調査を行い、所有者の意向に応じて、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行うとともに、

農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続を行う。

なお、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行う。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農用地面積	集積面積	集積率
現 状 (平成28年3月)	3,257ha	512ha	15.72%
目 標 (平成36年3月)	3,257ha	1,629ha	50.00%

※担い手への農地利用集積率は、豊川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積」に関する目標達成に向け、6年後（平成36年3月末）には、農地集積率50.00%を目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み

農業委員及び推進委員は、「人・農地プラン」の見直し等における地域の人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じた話し合いの活性化を図るため、積極的に地域の協議に参加する。

また、農地の出し手と受け手の意向を踏まえ、利用権設定や農地中間管理事業の活用を検討するとともに、農地の出し手と受け手との仲介役となり、法人等を含めた担い手への農地利用集積・集約化のための利用調整・分散した農地利用を担い手ごと集約するための交換等を推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人）	新規参入者（法人）
現 状 (平成28年3月)	10 経営体（年間）	2 団体（年間）
目 標 (平成36年3月)	10 経営体（年間）	2 団体（年間）

※新規参入については、現状の担い手の数や遊休農地の発生状況を考慮しながら、市農務課と協議するとともに、農協等関係団体と連携し、毎年、個人10人、法人2団体の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み

農業委員及び推進委員は、管内の農地の借入れ意向のある法人等を含めた新規参入者の情報収集に努め、地域での受入条件の整備を図るとともに、フォローアップ体制を整備する。

また、担い手が十分にいない地域については、農地中間管理事業を活用した企業参入等の促進を図る。